

都市建設委員会委員長報告書

令和元年 7 月 1 0 日

都市建設委員会に付託されました議案 3 件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第 4 1 号市道路線の認定について及び議案第 4 2 号市道路線の廃止については、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第 4 1 号市道路線の認定については、土地区画整理事業によるもの 2 5 路線、大畔地区の新設小中学校建設事業によるもの 7 路線、開発行為の帰属によるもの 3 路線の計 3 5 路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第 4 2 号市道路線の廃止については、土地区画整理事業によるもの 1 7 路線、大畔地区の新設小中学校建設事業によるもの 6 路線の計 2 3 路線を廃止するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第 4 1 号及び議案第 4 2 号については、両案とも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 4 0 号流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、流山市火災予防条例に規定する住宅用防災警報器等の

設置の免除に係る要件を加えるほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

一つ目は、住宅用防災警報器の設置状況が減少傾向にあるので、あらためてPRをしっかりと行うこと。

二つ目は、住宅用防災警報器を設置している単身の高齢者宅を確認する作業において、消防団が不足していることからあらためて今後のチェック体制の構築に向けて尽力すること。がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、都市建設委員会の委員長報告を終わります。